



覚 書

環大 一第 14号
空機 第 130号
平成 8年 2月 7日

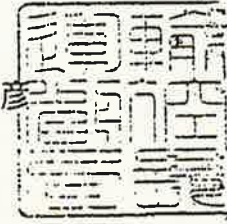
環境庁大気保全局長

大澤 進



運輸省航空局長

黒野 匡彦



航空法の一部を改正する法律の制定に際し、環境庁と運輸省は、次のとおり了解する。

記

1. 改正後の航空法第10条第4項第2号の「運輸省令で定める騒音の基準」及び同条同項第3号の「運輸省令で定める発動機の排出物の基準」を制定又は変更しようとするときは、運輸省は環境庁に協議するものとし、当該基準が国際民間航空条約の附属書において定める基準に準拠している場合は、環境庁はこれを尊重する。
2. 将来、航空機騒音の音源対策又は発動機の排出物の排出源対策として、騒音規制法又は大気汚染防止法において航空機騒音又は発動機の排出物に係る許容限度を定める場合には、運輸大臣は、この許容限度が確保されるように考慮して、航空法第10条第4項第2号の騒音の基準又は同条同項第3号の発動機の排出物の基準を定めるものとする。
3. 前項の許容限度は、国際民間航空条約の附属書において定める基準を考慮し、環境庁が運輸省と協議のうえ設定するものとする。
4. 本覚書により、昭和47年3月11日付け環大特第10号、空総第140号の覚書及び昭和48年3月10日付け環大特第21号、空総第144号の覚書を廃止する。